

# 毒物劇物販売業の手引き（毒物劇物現品を直接取り扱わない場合（オーダー販売））

## 1 登録の流れ

書類審査	現地調査	登録票の交付
事前に、書類をそろえて保健所窓口 に提出してください。 同時に手数料納付、現地調査日程調 整を行います。	現場で構造設備等の確認を行います。	現地調査から約1週間後に登録票をお 渡しできます。

## 2 手続きについて

提出書類	提出部数	注意事項	
毒物劇物（一般販売業・農業用品目販売業・特定 品目販売業）登録申請書	1	個人の場合は個人印、法人の場合は登録された代 表者印を押印してください。 申請者の欠格条項について備考欄に記入してくだ さい。	
添付 書類	法人の場合は登記事項証明書（原本）	1	
	毒物劇物貯蔵設備の概要	1	毒物劇物貯蔵設備の図面は不要。
	念書	1	
手数料	14,700 円	窓口で納付書を発行いたします。お時間に余裕を持 ってお越しください。	

④登録後、新たに現品を取り扱うことになった場合は、毒物劇物取扱責任者及び保管庫の設置が必要です。

県内の営業所等で毒物及び劇物取締法等に基づく申請等の際に提出済みで、内容に変更がなければ省略することができます。省略する場合は、備考欄に省略した書類を確認するために必要な情報（提出年月日、申請書等の名称、営業所等の所在地、名称等）を記入してください。

ご不明な点はお問い合わせください

【問い合わせ先】相模原市保健所地域保健課 医事薬事班 042-769-8343

